

新城下水幹線吐口 操作規則

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第六条）
- 第三章 桶管の操作方法等（第七条－第十二条）
- 第四章 雜則（第十三条－第十六条）
- 附則

第一章 総則

（規則の趣旨）

第一条

新城下水幹線吐口（以下「桶管」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

桶管の操作は、矢上川の洪水・高潮及び矢上川を遡上した津波による桶管への逆流を防止し、逆流による災害から流域住民の生命や財産を防御することを目的とする。

（用語の定義）

第三条

この操作規則において「機側操作」とは、桶管に設置した操作盤において、河川や雨水幹線、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第四条

中部下水道事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 矢上川の西ヶ崎橋観測所での水位（以下、「西ヶ崎橋水位」という。）が水防団待機水位2.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他高潮及び遡上した津波により桶管に逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 桶管を適切に操作することができる要員等、必要な体制を確保すること。
- (2) 桶管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 桶管の管理上必要な気象及び水象に関する情報収集、並びに関係機関との連絡等を密にすること。

- (4) 第七条第1項の操作を行っている場合において、以下のいずれかの状況において、樋管周辺地域で活動している職員が機側操作等を安全に行えないと判断される場合には、機側操作等を行っている職員（以下、「機側操作員」という。）に待避を指示するものとする。
- ・ 水位が上昇傾向にあり、現地の水位標にて退避判断水位（=H.W.L）T.P+7.650mに達した時。
 - ・ 現場で作業する機側操作員から、危険を察知し退避を求められた時。
- (5) 機側操作員等は、機側操作を安全に行えないと自ら判断した場合は、所長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況などの報告を所長にすること。
- (6) その他樋管の管理上必要な措置

（警戒体制の解除）

第六条

所長は、洪水、高潮、津波が終わったとき、または河川水位が下降傾向にあり、樋管への逆流発生のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第三章 樋管の操作方法等

（洪水・高潮時の操作方法）

第七条

所長は、出水時における河川高水位の時、樋管のゲートを閉にできるものとする。この場合におけるゲート操作は、矢上川の水位を踏まえ、行うことを基本とし、次の各号及び別に定める細則により、樋管の操作を行うものとする。

- (1) 矢上川水位がT.P+7.200mを超えた場合は、樋管のゲートを全閉にする。
 - (2) 矢上川水位がT.P+7.200mまで低下し、水位情報や気象情報などから再上昇の危険性が低くなった時点で樋管のゲートを全開にする。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようするものとする。
- 3 第五条(4)により機側操作員が退避する際は、樋管ゲートを全閉するものとする。

（津波のおそれがある時の操作方法）

第八条

所長は、気象庁が、東京湾内湾に津波警報（大津波、津波のいずれかの場合も含む。以下同じ。）を発表したときは、津波警報が解除されるまで、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。

- 2 所長は、操作や点検・整備等のため機側で機側操作員等が作業を行っている場合には、機側操作員等に速やかに退避するよう指示するものとする。（ただし、速やかな退避が可能な場合には、樋管のゲートの閉鎖を指示することができる。）また、機側操作員等は、津波警報を入手し、緊急を要する場合には、所長から指示以前に退避することができるものとし、退避後は、速やかに退避場所及び退避時の操作状況

を所長に報告するものとする。

3 所長は、津波警報が解除された場合は、周辺の状況等を確認した上で、樋管のゲートを全開するものとする。

(操作の方法の特例)

第九条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要的限度において、前二条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知)

第十条

所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作等に関する記録)

第十一條

所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第四章 雜則

(点検その他の維持)

第十二条

所長は、樋管を操作するための機械、器具等について、細則で定めるところにより、点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第十三条

所長は、西ヶ崎橋水位及び樋管を操作するため必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(訓練)

第十四条

樋管の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、洪水・高潮及び遡上した津波による樋管への逆流防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第十五条

所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

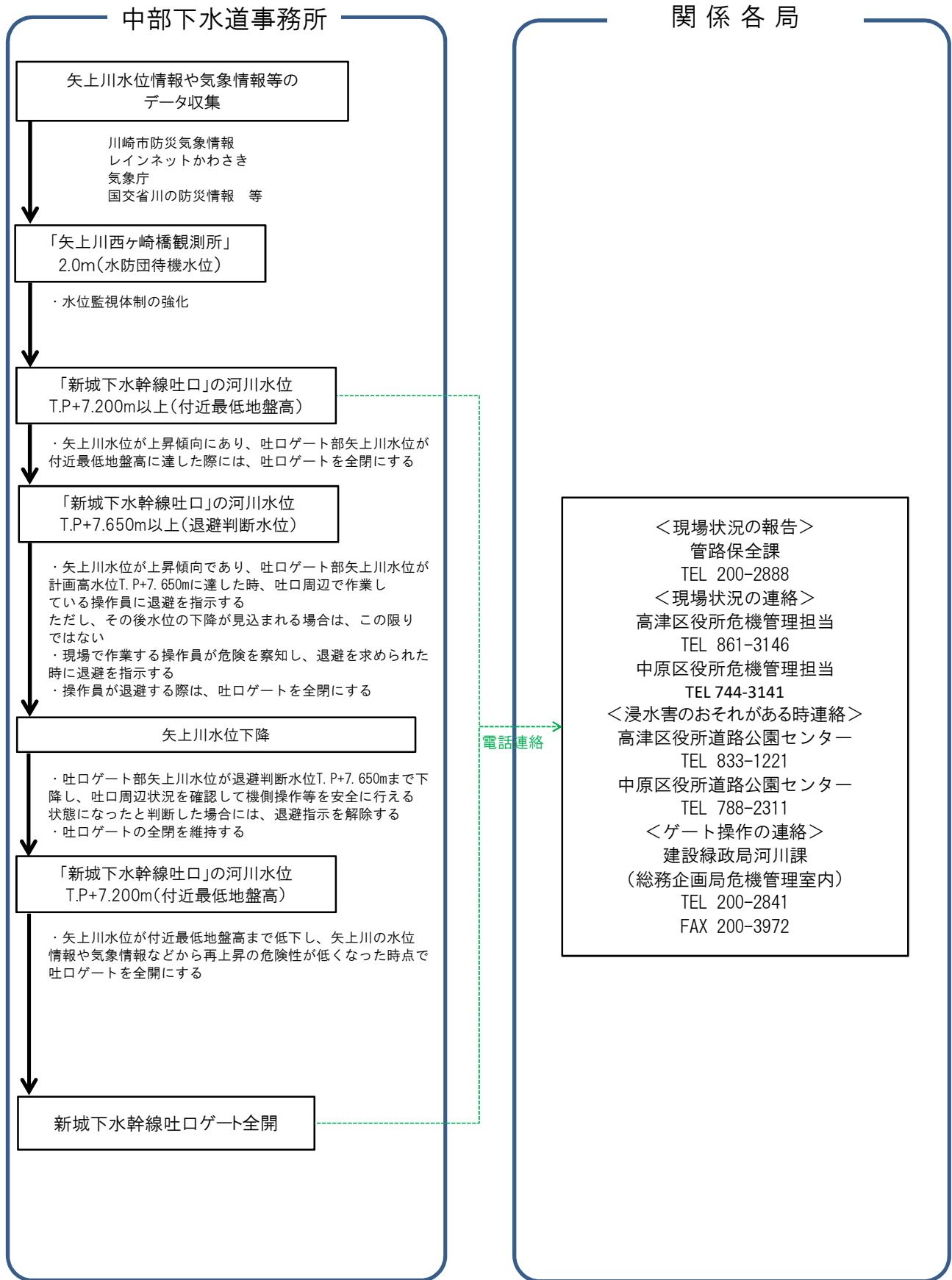
第十六条

本操作規則に定めるもののほか、本操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

附則

本操作規則は、令和4年8月1日から施行する。

新城下水幹線吐口ゲート操作手順（令和3年7月作成）



※ 河川管理者からゲート操作の指示があった場合は、その指示により操作を行う。